

岡崎市こども発達センター託児スペース利用方針

(趣旨)

第1条 この方針は、岡崎市こども発達センター等整備運営事業業務要求水準書に基づき、こども発達センター内にある託児スペース（以下「託児スペース」という。）の利用方針を定めるものとする。

(目的)

第2条 託児スペースは、保護者と共にこども発達センターを利用する児童の兄弟姉妹を預かることでこども発達センターを利用する児童とその保護者が必要な相談、医療、リハビリ及び療育に専念できる環境を整備することを目的とする。

(定義)

第3条 この方針で使用する用語は、岡崎市こども発達センター等整備運営事業業務要求水準書に定める用語の例による。

(利用者)

第4条 託児スペースを利用できる者は、保護者と共にこども発達センターを利用する児童の兄弟姉妹又は新友愛の家を利用する者の養育する児童のうち、0歳（一般的に保育園等に預けることが可能な月齢）から満3歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日までの間にある者で、保護者がこども発達センター又は新友愛の家を利用する時間帯に保育園その他保護者以外による保育を受けられる施設に通っていない者とする。ただし、選定事業者は、福祉の村利用者の利便性の向上に資する範囲において、その他の者の受け入れを提案することができる。

(利用時間)

第5条 託児スペースの利用時間は、こども発達センター新築部分の利用時間を通じて利用できるよう選定事業者が提案する。

(利用料金)

第6条 託児スペースの利用料金は、近隣同種の施設利用料金を参考に選定事業者が提案する。

2 選定事業者は、前項の利用料金について、こども発達センターの利用者が通所の実態に合わせて選べるよう、時間額と月額を提案するものとする。

3 前2項の利用料金の上限は、利用者1人につき、1時間当たり200円、月額1,000円とする。

(選定事業者の責務)

第7条 選定事業者は、託児スペースを利用する者及びその保護者が安全かつ

快適に利用できるよう配慮しなければならない。

(利用規則)

第8条 選定事業者は、託児スペースの運営に関し必要な事項を、利用規則で定めるものとする。

附 則

この方針は、こども発達センター開設の日から施行する。